

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報システム課
委託業務名	ネットワークシステム運用支援業務
委託業務場所	大津市御陵町3番4号 大津市役所庁舎第2別館
概要	平成29年7月から本市で実施した情報システムネットワーク強靱化に伴い、全庁ネットワークの運用方法等が複雑化したことから、ネットワークシステムが適切な環境下で稼動・維持することを目的とした運用支援業務を行う。
契約期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
契約年月日	令和2年4月1日
契約金額	19,800,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市中央二丁目2番6号 [名称] 富士通株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	当該業者は、本市が利用する全庁ネットワークを構築・導入・運用・保守業務を実施する業者であり、本市のネットワーク経路や構造を把握し、運用支援業務を迅速・正確に遂行できる唯一の業者である。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。